いて発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の使用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるもの

いて発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の使用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（国の利子補給金に相当する額（平成12年度以降の事業に係るものを含む。）、平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）の額
G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるもの